

令和 3 年度

東京都内部統制評価報告書審査意見書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、
令和3年度東京都内部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり
意見を付する。

令和4年8月18日

東京都監査委員 山田 ひろし
同 中山 信行
同 茂垣 之雄
同 岩田 喜美枝
同 松本 正一郎

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和3年度東京都内部統制評価報告書

2 審査の方法

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

審査に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料について内部統制評価部局等から説明を聴取するなどの方法により、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して審査を実施した。

また、その他の監査等において得られた知見を活用した。

3 審査の期間

令和4年7月14日から同年8月18日まで

第2 審査の結果

審査に付された東京都内部統制評価報告書は、前記の方法により審査した限りにおいて、評価手続に沿って評価が行われており、評価結果に係る記載は相当であると認められる。